19：30～20：00	
20：00～20：30	
20：30～21：00	
21：00～21：30	
21：30～22：00	
22：00～22：30	
22：30～23：00	
23：00～23：30	
23：30～24：00	
2日	
0：00～0：30	
（略）	
23：30～24：00	
末日	

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

特定計量器検定検査規則等の一部を改正する等の省令

（特定計量器検定検査規則の一部改正）

第一条　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表記） **第七百五十五条**　変成器の表記事項は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇二一）による。 （性能） **第七百五十六条**　変成器の性能は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇二一）による。 （公差） **第七百六十七条**　電気計器が変成器とともに使用される場合の公差は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇二一）による。 （変成器の構造及び誤差の検査の方法） **第七百六十八条**　変成器の構造及び誤差の検査の方法は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇二一）による。 （公差の検査の方法） **第七百七十八条**　電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が第七百六十七条に規定する公差を超えないかどうかの検査の方法は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇二一）による。	（表記） **第七百五十五条**　変成器の表記事項は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。 （性能） **第七百五十六条**　変成器の性能は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。 （公差） **第七百六十七条**　電気計器が変成器とともに使用される場合の公差は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。 （変成器の構造及び誤差の検査の方法） **第七百六十八条**　変成器の構造及び誤差の検査の方法は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。 （公差の検査の方法） **第七百七十八条**　電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が第七百六十七条に規定する公差を超えないかどうかの検査の方法は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。